

令和2年2月13日

会員各位

公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部

本部長 疋田 貞明

## 「空き家等対策事業 物件調査協力会員募集について」(依頼)

平素は協会運営にご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、社会問題となっている空き家等に関して、利活用を求める行政からの相談案件に対応するためのスキームを作成しました。具体的には市町から調査依頼があった場合、当該物件の事前調査を行い利活用の可否を判断する業務（\*別紙フロー参照）となっています。

つきましては、物件調査協力業者として登録いただける会員を募集しますので届出（\*注1）のほどよろしくご願ひ申し上げます。

なお、届出書類は当本部ホームページからダウンロードして協会へご提出（メールに申込書を添付（PDF））をお願い致します。

### 記

#### 1. 業務内容

- ・ 行政機関（県・市・町）から依頼があった空き家等の物件調査（現地調査、価格査定、報告書作成等）

\* 価格査定はラビーネットが提供する価格査定マニュアルを使用する

#### 2. 調査費用

行政機関より支払われる予定（金額は未定）

#### 3. 物件調査協力会員登録条件（\*注1）

届出にあたっては次の事項に留意してください。

- ・ 年会費未納及び弁済業務保証金分担金の差押えがないこと
- ・ 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けていないこと
- ・ (公社)不動産保証協会静岡県本部が主催する法定研修会を履修していること（年度/1回以上）

#### 4. 備考（書類ダウンロード URL 等）

全日静岡県本部ホームページ URL

<https://shizuoka.zennichi.or.jp/>

届出書提出 e-mail アドレス

[info@shizuoka.zennichi.or.jp](mailto:info@shizuoka.zennichi.or.jp)

以上

空き家・空き地 相談～調査、報告までのフロー



事前準備（全日静岡） ⇒ 協力会員募集（一定の応募条件あり）

空き家・空き地 相談



step1

市町からの依頼

- ・市町（依頼者）で用意する資料（固定資産税納付書、登記簿謄本、公図、土地測量図、配置図等）
- ・依頼者と空家所有者との関係を確認のうえ（本人確認を含む）、物件調査可能が否かを判断

調査依頼

step2

全日静岡県本部 空き家対策担当委員会（総務委員会）  
調査対象物件の選別

取引（調査）不可物件

物件所在地近隣の協力会員へ調査依頼

市町（依頼者）にその旨を連絡

step3

協力会員  
物件調査

- 調査書を提出（協会指定様式）
- ・現地写真添付（4枚程度）
- ・評価価格算出方法添付  
（ラビーネットが提供する価格査定マニュアルにより算出）
- ・間取り図作成添付

step4

全日静岡県本部 空き家対策担当委員会（総務委員会）  
調査内容が適正及び取引可能か否の選別

取引可能物件

取引不可物件

市町（依頼者）にその旨を連絡